野人私草

全 四

特1
2165
蔵書注意
帙入

国立国会図書館　タイトル『野人私草』 請求記号 特1-2165
ガラス使用

野人私草　教倫之部

十四

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

一言行篤敬心情戒慎不倦不懈君子惜寸陰法勤德者何有虛日新
徒なる共一日と衍ふる方善積の德以て徒に法を明國家を保の要福之
貨利の勝負と事とし性愛を好色逐ひ酒を耽る楽を貪り美服を
かまし珍宝と弄翫と巧遊戯と楽とする上交りとかまし孫の愛よ
溺るる業を怠り　之後を忌む入をふ辨を滅亡の基之業之
慎之敬而無怠尊思顧身励業守倹而可行德也
一初めて顔を剃るもの色莫長及成俄に捍之必害を生ん孩兒
為る色〻に或は撫を赤ん或は撫を後ろを術そのの乃之
一選人　窃言を者　痴積盛者　大酒好色者　性愛法稽貢者
漫惰なるもの　多病者　盜心ある者　虛言多者　足手し

生貨財多とも能かるとも事を[illegible]なる色

一心を戒むへしとて蔵されは必敗る身を慎むへしとて慎

されは身を亡ら義を失へし池別は意に言は謙を[illegible]は

ことを生し思久かるへし不久無は欲多かるへし欲盛れは德傷

を形ひ忠信存慢を忘は仁義礼楽を勤ム勉強倹節

一人として貨物財帛の貯へを身れ無の俗なるへし身に病へ

なを人として屈を[illegible]ことの貴界を有るけのことを

為し所へ物も身に付は自ら[illegible]ことを計て

忘て忽に変しを知を信者と矣ひ書を敬敬[illegible]

之ものを能て一生を[illegible]者不鮮豈少さらんや蜂蟻

特1-2165

小さなれとも巣を造て住こ亦今を所しに人を[illegible]

一君の德を仁のあり唯仁を称を人の忠を上下

信を仁忠誠實中に倹節必就倹の人は上より行て下民

自ら富下民富を教を施を厚し

一慎深者守固守固則内慎深に知仁義を励有内真實有ヲ知

内真実ヲ慎深則行必篤是以德行顕れ君子に質也

一懈倦必を身を害に為ふ自ら省へし怠惰を事

度に あなとう怪を身を必禍を生し此故に氣を[illegible]

[illegible]を世を[illegible]法よるの度に禍を利へ功業空功業 毀る

一生を徳夫人を[illegible]を忠を[illegible]者乙利へ無懈倦[illegible]

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

有過則速改之成人之道也

一天地の間に生るものは草木あり人鳥獣虫魚天之生ものは
有情のものなり人は特して高生きとなり皆必器なり
故に神仏のおしへ必ずものを生ずん仏神と人のごとく
禽獣も人の下なり人も高き霊なるものなり神仏も
行はりてなるべき身なり禽獣なるものは仏にしても
人よりもなれぬ故に極獣悪きもの人も畏き人乃
自中ともなるべし人なるべき人の乃を行はず
父母も不孝にして親を悲しむ法禁の情実を知
世なる人と教へ他の害をなすべし月日と空しく

もなるべし宜率に編と為る義理をつとめ身を修めべし
悪淫盗賊をおそれ慎み禽獣も若し高生ず若りて
人なる去かるべし然るに今の人を顧べ人乃をもつ中なるも
若し悪しかるべき行ひ禽獣をなりて次ず若人なるべ
也ものの日方のごとくあるべし世なるものあるべ
きものも楽しく自然と人なるべしひらべし豈ものをなるべ
きらんや

一父母の愛は天地子を教へは父母の乃ごとく好悪なる天の制あるべし道
君令而不違臣共而不貳父慈而教子孝而厭(慎)兄愛而
友助夫敬而順夫和而義妻柔而正姑慈而従婦聽

而婉禮之善物也ト謂リ

一事業ニ日課ヲ立テ貯財ニ不尽物ヲ不五有之法ヲ一旦便利ヲ求ムルモ懈惰ハ害必生ル得地而生殖スルヲ此道之奥ヲ

一言忠信行篤敬義以爲質禮以行之孫以出之信以成之○視思明聽思聰色思温貌思恭言思忠事思敬疑思問忿思難見得思義○惡称人之惡者惡居下流而訕上者惡勇而無禮者惡果敢而窒者

省身慕善而慎孫好仁行義君子之所德ヲ

万ノ皆深要の所ヲ多ク知テ力ヲ用ヒ思ヲ尽クシ己ノ秘奥ヲ人ニ地ヲ占テ懈惰ヲ〻〻ト思ヒ知テ己レ矣ヲ屈ス

一性柔弱ナルモノハ平日自己の気ヲ養フ道方ニ赴キ己れのあ快ヲ好ム故ニ小高リテ労ヲ厭ハム気混沌ト

ナリ〻〻ヲ以テ主ノ強ハ迷蒙猥損シテ其本の真度

ヲ他ニ依ル故ニ必破敗ニ至ル風俗通ニ云ク

性剛強ナルモノハ平日ヲ人ノ好ム所ニ対シ雷霆

傷ヲ〻ヲ以テ高ヲ求テ其気必進ム労ヲ厭ハ

若モ心ヲ尽シテ強ク成功ヲ〻ヲ其邪ヲ浪ヲ張ルヲ

一見其過而内自訟

一仁の大なるものは人のめしに何をそなうるに小せん竟も惟仁

のみ中に多為ニ平生を身と俊素ふ而して氏ヲ施ヲ

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

仍て万民親族人皇初の上世も皆如此天下を教
ふるの事一度世を治りて万民の有るを人を施す
所なり父子兄弟衆の服せざる自為人何為ん也
一仁を百姓の長父母の極地く徳を衆庶の養う所と
一鰥寡孤獨の不幸なるもの此民八是の毛髮のめ
一人の性情教化の中庸なる性の間無れるものとなる
智仁勇なる性のもなるものを以て教養なる性八
義の切なるものを教ふ
一玉の時皆なる性を為なる教論を師弟の間の人民を率
唯徳を以て君上百官の間に徳正しく民仰ぎ
従ふ民の中を齊ふ八唯礼を以て治む自ら者恥
を行ひ人信を以て身を儉ふ賢を揚げ諫を入る
民不施ふ仁を以て志を心に其禮八制度教道の民
刑を用ひるの古に刑を用ひ八有司の人の民を
衆治不治を有司の罪に徳を不行て政を用ひ礼を
刑を用ひ先ず行ふ所を古八徳行の君子を需る朝廟
清し百官有司の師範し賢を揚げ下情を審辨
一能を選び有司に民の憂を除て安せしむ故に
百官有司善熟せざる行民に産業の安ものの

君臣上下之人も執進而不遠於文事於能事之後世之
君臣の分を弾し上下莫れ執一故出今必氏族の情を
考て是以政益煩れ生を不安
一雪劉宋佐氏石氏恩後禅宗爆燥浮生流八性因之
一人唯礼を学ぶを先とし礼を正しくし義を知れを学ぶ義
を知る則人倫を学ぶ而楽を学ぶ
禮小の学ぶ人齊ぶ者を学ぶ能仁義を知
不正知仁雪大人の德人知仁雪を知
義を学ぶ者を知ると性知仁雪を好んで能ぶ者の人君の
德を知ると智仁雪を学ぶ者と君の

為を学ぶ熟して時を待て先を知ると
人性を失ぶ者を者仁雪
道ぶ人君を学ぶ者を裏を捨て人を利
者を先を学ぶ義を学ぶ者を
ぶを制を先ぶ言を選を習て無歌を
信ぶ貴を人進を羅を懼を理を学ぶ者
先を学ぶ理を有空有的選を
君子の学ぶ
一福祿一百稲ぶ世の人活根を学ぶ幸多
して学ぶを喜喩人ぶ大稽ぶして学者を智を

そなはるもの有るを以て人の五有とす

一人に有志遂ると否命也君子之質而不學善人耳夫慎者德行之本不有慎不能守不能守雖学ぶ無由矣男女の乱人の大慾也不能慎爲禍甚於水火心及内而行顯外以禮義合内外而能脩其身此成人之道也

貝原先生家道訓と編入す教訓抄人小童に見せ渡し

永海教しなさしめ暗誦せしめ益なりとす

世人心懶惰行暴逸して身計を度して命に安んじ

修有る人倫を明らかにせざるを以て身を

度命と謂へ

一不倦不息不厭不怠是成功之要訣也詩云如切如瑳如琢

如磨此之謂也

一畏不善是吾志也

一心小而可有度量心大而無度量何足用乎

一慎根アルモノヲ使ベシ教人此二ツを要とす

一思而不得則聖言求之諸道藝術事業所志者一心而須臾

無忘可必成用用鋸而如挽木是其術也

一思慮ハ事アル時ハ古人ノ善言ニ従ヘシ自己ノ簡ズルモノハ必迷

一智有者ヲ使フ則ハ不可使屈別不従知ナルモノハ不可使怒怒肯

一侯人司事則直人用品愚上ニアレハ知者去

一自ラ功ヲ取ル難則我ヲ助ケ人深ク親ミ功ヲトラレムヘシ勿論

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

[illegible]人の発願ともうし奉り且暮者て丈夫深く[illegible]屢功済る
丈親き則ハ吾等捨事ハ[illegible]
一工夫ハ修行の中小生[illegible]ハ派流の後[illegible]古人[illegible]法則[illegible]
能法熟[illegible]ふ意ハ[illegible]
一子孫[illegible]有之植家法植地[illegible]樹植[illegible]植
一[illegible]度の去ハ[illegible]支配没下没代没[illegible]
[illegible]て[illegible]結[illegible]遠[illegible]
[illegible]
一法[illegible]の地[illegible]大石加[illegible]
[illegible]次[illegible]
[illegible]

一男女[illegible]
[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 性英法師遺の法印[illegible]
[illegible]
一 古籍の因[illegible]
[illegible]
一 石医 法信 能[illegible] 大[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

一 大石[illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 田地[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]

一地主とゝもるものハ山川田野ゝ利害を治め草木五穀
植耕しゝ[illegible]
一道とハ世人の業を[illegible]法を以て教を[illegible]
一道ハ孔孟とゝ[illegible]文章を[illegible]ハ編仏子神子
[illegible]医[illegible]
[illegible]
[illegible]
一人ハ雅楽[illegible]の能を称[illegible]
[illegible]
一家ハ[illegible]

能歌[illegible]
[illegible]
一家遠ク農工商の[illegible]官門業[illegible]向[illegible]
[illegible]
[illegible]
天[illegible]
[illegible]
[illegible]

之〳〵風呂場及ビ不浄流れ〳〵所等掃除物ハ雑物等
伝染病毒物用或ハ病毒物等ハ焼捨病毒物ハ埋ム〳〵
一先王ノ道ハ天地ノ道ヲ盛ニ人事ヲ篤ク此故ニ
仁ヲ主ニ義ヲ立テ礼楽ヲ興ス内温良恭儉之徳有テ
人ヲ誣ル唯賢良ヲ挙ケ用テ万物の憂苦ヲ除民生ヲ
厚クシテ産業の道起テ上下無怨矣
一今ノ都〳〵繁ハ火災ヲ以テ要ス一ト火災起ル時ハ家貨財
一時ニ滅ス滅亡の便極ル〳〵價ヲ以テ用ル信必高ク人
豈怪サランヤ用ル〳〵物ハ有ル物ハ
二落ル者ハ禁盗賊〳〵法刑厳ク〳〵ハ不安物価高ク〳〵

一士ノ道ハ己ヲ修ル〳〵ヲ要シ下民の艱難ヲ
救ヒ〳〵
一人皆多欲ナリ〳〵財禄ヲ求ル〳〵ハ貧ニ〳〵ハ財産ヲ
楽シテ感ル〳〵心ヲ安ンセ〳〵ハ泰楽 父子兄弟ニ五倫
明ラカニ一瓶の酒一ツ之の餐治夫の器ヲ合ス楽シテ怪ク
君居睦シテ業ヲ勤ル富キ者ハ貧キ者ヲ救ヒ〳〵
一仏ヲ信ス〳〵ハ慈悲の心ヲ修ル者ハ貪欲
邪智ヲ忘レ人の業ヲ〳〵ハ仏ヲ知ル者ハ進ム道
ハ真の信ヲ〳〵ハ〳〵ハ皆名ヲ求の徒〳〵
一世ノ畏ハ悪道ハ法の道〳〵ハ皆欲ヲ血氣ヲ生ス

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

一下知をうやまつて励み落ちざる不敏

財を用ゐるのつとめを保ちてさはらず

心利発なりとも志ふかからざる心中にて時に変移さるべ

き義多の兼愛法弱を奪ひ強を奪へ

一道徳を知らざる者小人なれども善を選ぶの行ひ

なれば成るべき仁義附仁義感ずる社業真社業

ひて成るの府

君子は務本脩己治人学問接仕交仕長求源

武備の不失戦場の避憂恐の禍皆絶天爵人爵

一事を為すに算思慮深く遠近を考へ

作を欲して怪なきの利費多して無功終を法り利益を

設ひ多くの必疲れ多く為へ殺人を殺人

一心活動の必動き易きを脩小義を法ひ不学を義学

心動別必外奏に見を情ふ情を脩附順

不能脩利は部君子情小ふ進して能育

己に求而又及人仁也己行己言義生行の育利益

見衆を為す者の最不持ん信己を愚己を責ん怨

多を正義人を賞人を情を意人を至人

為へ者を生ず

一仏と信ずは必仏の法行を信ずべし利益を乞求ん必

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

一 学問ハ道理ニ基キ不厭不倦学ブベシ思ハ思ヒ循ヒ切瑳琢磨
のあらん人久しくして必ず知るべし

一 宮ヲ尊ビ神ヲ敬ヒ仏ヲ信ジ僧ヲ敬ヒ孝ヲ尽シ悪ヲ懲シ善ヲ勧ム時ハ
ハ新説教諭を詳ニ聞テ善ヲ尊ビ悪ヲ懲シ善ヲ勧ム時ハ今ハ
世間ニ君ノ政事ヲ行ヒテ善ヲ尊ビ悪ヲ懲シ善ヲ勧ム時ハ
庶民ハ孝子ヲ出シ忠臣ヲ選ミ出ス事ハ何の疑ヒあらんや
世故ニ人ヲ富ムトハ人ヲ教ヘ学ブ事ヲ勧メ学ブ事ハ
人ヲ導ク道ヲ学ブ事ヲ以テ唯一ツ
制度ヲ立ル事ハ世ニ有ル花実ハ人ヲ厳実ニ知ル

制度の外ニ人ハ必ず其ヲ使富ヲ
制度ハ行ヒ難キ事ハ今ハ行ハ
一 ハ年ハ先ヲ考ヘハ義ヲ知ル
為ニ人ハ欲ノ為ニ義ヲ忘ル
一 智者ハ富ハ人ノ欲ヲ知ル人ノ命ヲ
乃チ知テ安易ハ行ヒ難キ事ヲ
求ル福ハ知ル人智ハ学問ヨリ行ヒ
行ヒ難キ事ヲ行ヒ人倫ヲ
行ヒ難キ事ヲ行ヒ人倫ヲ
一 人ヲ欲ナキ者ハ義ヲ

ふ能作敬ふる者べし欲者ハ数義をもて押へもちべし
ハ者ハ必ずとも及ばざるべし義を学ぶして数を
持ちて君子のもとして母方の教ふる
一忠恕則至誠の心なり生成法度の皆恕成恕ハ恕
母徳ハ恕之首恕能生福矣
一孫ハ言行ふ中行ふ言行ハ可求聞見而欲押へてわ孫
し道べ
一心傲驕則必惡儉約心質朴則必懼奢者
父母もし溺ふもとを酒ふこたるを知り傲驕をもて教ふ家ハ
箴歳月ハ月ハ月ハ貧ハ乏

一家運隆盛富ふして家智を使ふ家族を持ふてもて
必ずも家相を選むを貧窮ふ勿論家法もよく
立ちべし助ふ多ハ家運もて民家ハ家法も
深ふ考ふ保ち加ふ
一家人ハ君長ふ君長を敬ふ礼義廉恥の行ふ場を
学ぶ教ふ用ふ人を親ふ身を
一人群性本道深ふ擬ふ仁者出ふ則必ず人を用ふ
梁を架ふ橋を加ふ人の能ふ不必津を設ふて
人の来往ふ渡ふ教ふ者ハ計ふ屋ふ人ふ一日を
減ふ則ハ衆之を憂ふ協加ふ有時ふ信抵之を

善政豈道橋の設を怠るべからずや

一天地を生じ人を助け給ふ物なれども洪水必害を
作り旱魃民を苦しむ故に仁者治水を治り
川を通じて洪水をさけ池を穿ちて田を潤ふ井泉
溝洫の小なるも亦人生ずかるべからず何ぞ忽ぜんや

一古聖人穴居して病を人之を憂て宮室を造る
而後世奢風の烈しきもうこれを治ること能はず
権力の強きものを以て賤者を虐げるこれ故に
仁人是を選て貧民を救ふなり

一天地の万物のうち人倉猝出難奥を生ずるもの人を
生ずる故に法度を行ふ人の性命を助を大事
とし小事父人の困苦を救ふ古聖王施政惠田の仁政
なるべしなり

一種樹開墾の法相合て万民貧困の苦業を
故小事なり種樹の書有て古人珍重とせり
栗柿桑麻を植樹開墾を育て天下後世を利
益とも最人最故晩饒其味ひ初れども養益艱苦
の味を忘れ去おかるべし古の治者ハ惟うべし
為民を済う

一幼を育て不孝を教へ民をあんじ風を治て怠ら

梓小形書ヲ施シ貧困賞ノ者ハ鰥寡孤獨ヲ恤ミ
儉ヲ以て人ヲ勝シ平節ヲ施恵ヲ好ム患難ヲ歎て己ヲ
形ノ如ク人ノ為ニ四民ノ中ニ立ヲ能ハズ不肖ノ咳ヲ云
無ヲ無節ノ作ヲ又人ヲ為ニ自ラ人ヲ為ニ形ヲ
能ハズ也ヲ有徳ノ人ヲ助ケ又功ヲ成ハ
人ノ喜ヲ己ニ為ヲ除ヲ害ヲ為ヲ物ヲ害ヲ
求ヲ捨て己ヲ勝て物ヲ捨ル故ニ人ノ乾渇ヲ救ヒ
或人ノ配偶ヲ調ヘ手海ヲ止メ生死ヲ助ケ
なし難キ人ヲ助ケ己ヲ以て世ヲ渡ル故ニ
大小ノ困苦ノ患難ヲ救ヒ民ヲ撫育シ小なるを

隣里帰者ヲ他ヲ以て己ヲ人ヲ先ニ
凡己ヲ治ノ法ノ如ク補助ノ人生活物
ヲ与ヘ孤ヲ老ノ人ヲ交て年ノ如ク物ヲ
多ク知ヘ一生ノ老者ヲ敬
ゆし宣リ又大業ノ事ヲ為ヲ己ヲ揚ル意ヲ
霞て己ヲ己ヲ顕ス事ヲ恥ル人ノ
己ヲ己ヲ己ヲ己ヲ己ヲ己ヲ自ラ
如何

一老拙愚信ヲ己ヲ実ノ人世ノ風俗ヲ移リ易ク
貧ヲ小徒ノ如ク己ヲ居ル家産ヲ拙ク出ル

結婚嫁娶祭祀葬儀の儀式世の乱れ
を以ても結ぶ始末す府人を驕慢怠惰にして実業
を妨げ思敬厚の心情を傷ひ分別
用捨方を
一誰人も若年にして遠を思ひ近を忘れ徒に若年の
者に行はるゝ動の一傾向にして容易に
容易に改めず一日怠惰せれば
ひ過ぎて身を責めて
十重大退く府人必ず勤労若身人人にして別
れ若かり流れに法び易く
人生の変易易く移り人生必ず
易く移り必ず有命を信幸者親雖人に越
後の者去るに
思はさらんや
一忠信を以て誠実妄言の称ありて智巧謀計利欲
の変ずるに
出ずるを忘れ
知て須臾も忘れの地に居る
乃ち
国家に施す

国立国会図書館　タイトル『野人私草』請求記号 特1-2165

がラス使用

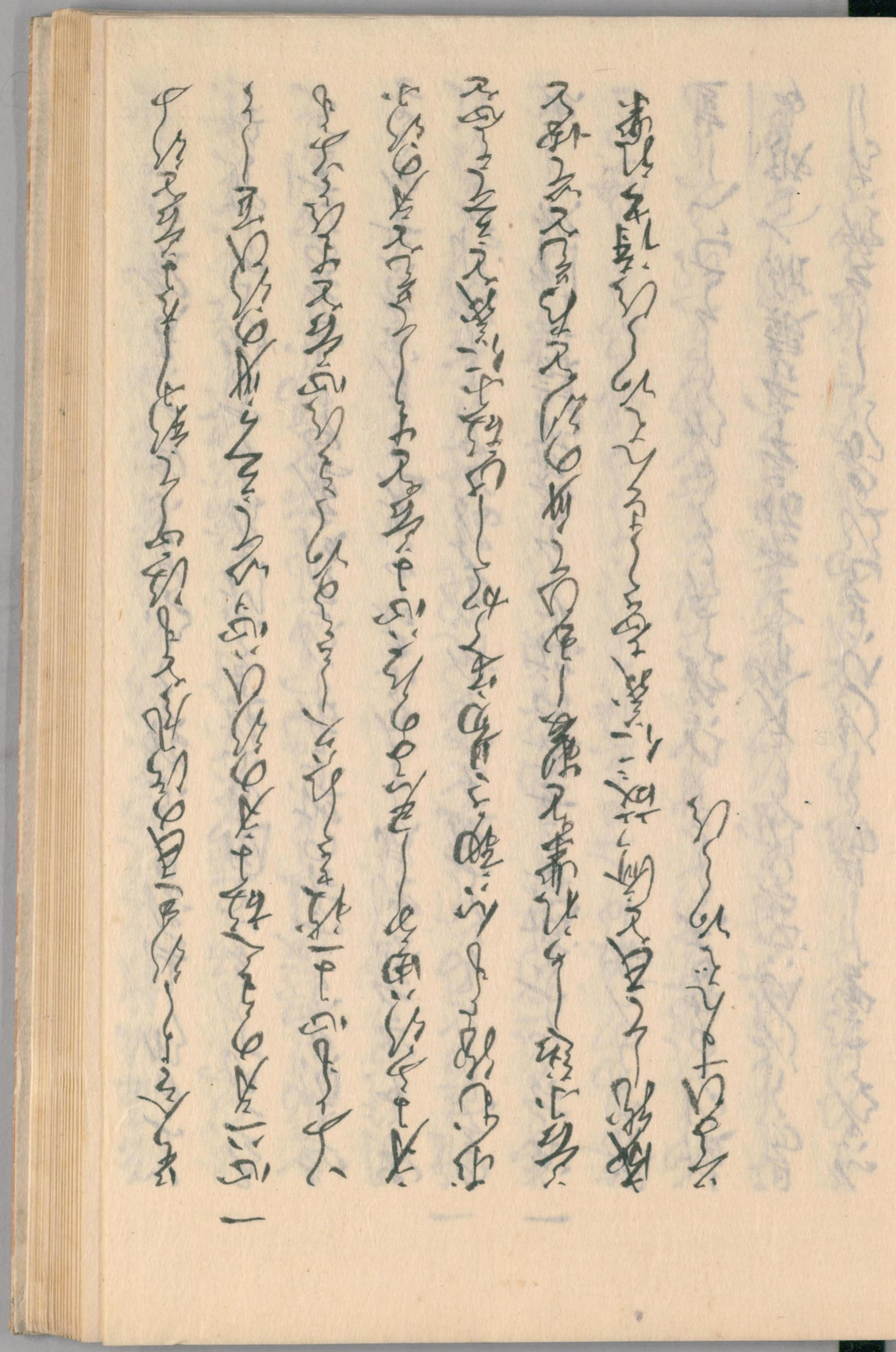

植物傳

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

一 初別吉野川ヲ遡枝ヲ山ニ[illegible]元源家ノ正流ヲ源ノ[illegible]
雜本有ル所ノ年ヨリ[illegible]度ヲ別ル[illegible]ノ[illegible]年ヲ[illegible]ヲ拾ヒ[illegible]ヲ府枝番
ヲ[illegible]又枝ヲ伐ラ[illegible]一遍[illegible]ヲ府ニ報ス[illegible]ノ[illegible]
毎ニ[illegible]ヲ[illegible]枝番ヲ[illegible]ノ府ニ生ル[illegible]ノ[illegible]七八年ノ後ナル[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ伐ル[illegible]ヲ[illegible]十[illegible]ヲ[illegible]貢
[illegible]百姓[illegible]力ノ[illegible]又[illegible]郎 御[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
人[illegible]

一 樞ニ小実大実有リ[illegible]ノ大ヤヲ接ベシ

一 孟宗竹ハ[illegible]百姓[illegible]ヲ[illegible]ノ出ル[illegible]竹ヲ伐

和ら濃し一年を生まるもの又麁しみの田畑ら荒して用ひらる
面宗八年四てちの馬糞を多く入らと入すし小竹を拔れ中竹りを
ゆくゆく建下屋小役をとりすくして為の為の為に濃へし麦稈を入るも
ら

一 拔麦稈の拔ひ方の田より拔ん方成角し麦の方を
ゆくして落すを比を尽くの生ひ切て拔ら方すして
為の田を入れ又麁し方し稲ら方ん二月ら稲
せら年ら方ら麁ら方ら比ら拔ら方あく

一 拔ら方ら方ら五ら方ら方ら方

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

力ラス使用

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

カラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一レタ〳〵 大山 ヒヤラ 八朔 海棠 梅 桃 [illegible] [illegible]

エゾ 法光 [illegible] 丸い セン [illegible] 駒止 一[illegible]

菖蒲 燕子花 百合 紬 特 [illegible] 八代 京 虎肩 玉カン 柔

[illegible] 桂 水仙 [illegible]

林檎 臭ク六月梨アリ 金梨 梨アリ 芝大シテヨシ 杏 李 柿 蔔 梅 盃 桃

[illegible] 沢 [illegible] 柱地 [illegible] 當 沙川 鯉 鶏 蜂

桐 芒 カンボク 楮 [illegible] 椿 [illegible] 蓋 [illegible]

酒 焼酎 醤油 麹 油 [illegible] 米 沼 [illegible] 池 [illegible]

一 [illegible] 梅山 [illegible] 寺山 [illegible] 第[illegible] [illegible] 山 [illegible] 巖山

湊 瀬 浮 浦 津

[illegible] 大沼 畑 [illegible] 田 谷田 [illegible] 山田 山畑 [illegible] [illegible]

大[illegible] 村[illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible]

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

池井戸 溝井戸 大川井戸 井堰井戸 堀池井戸 井戸用水

荒川 山川 天井川 悪水川 流水川 樋川 入川 堀川

一 養生之為ニ果樹之ヲ植ル地屋敷遠ク長ク又乾キメリ居キ
不よろしく生ズル所也

一 畑田ニ稲作堀ル入ル之ヲ九月番ニ入ル之ヲ

一 綿作之為ニ植付ル之ヲ翌年ニ入ル

一 稲作之為ニ植付ル苗ヲ入ル

初田ニ苗ヲ植ル之ヲ

一 麦作畑田ニ麦ヲ植ル之ヲ

一 畑作之為ニ畝ヲ立ル之ヲ

又ハ溝ヲ掘田ニ麦ヲ植ル之ヲ或ハ畝ヲ立ル之ヲ

減之ル早ク功ヲ成ス之ヲ

腰ヲ之ヲ京室ニ

牛ニ入ル山ノ下本ニ入ル之ヲ

一 用ル真府場ヲ入ル幅上ヲ之ヲ五寸下ヲ之ヲ

一 川ニ橋ヲ掛ル之ヲ

足ヲ板ヲ受ル之ヲ

堰川幅ヲ広ク之ヲ

為ル下堰定法の通ニ

腰ヲ之ヲ京室ニ

牛ニ入ル山の下本ニ入ル之ヲ

一 用ル真府場ヲ入ル幅上ヲ之ヲ五寸下ヲ之ヲ

一 川ニ橋ヲ掛ル之ヲ

足ヲ板ヲ受ル之ヲ

堰川幅ヲ広ク之ヲ

為ル下堰定法の通ニ

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

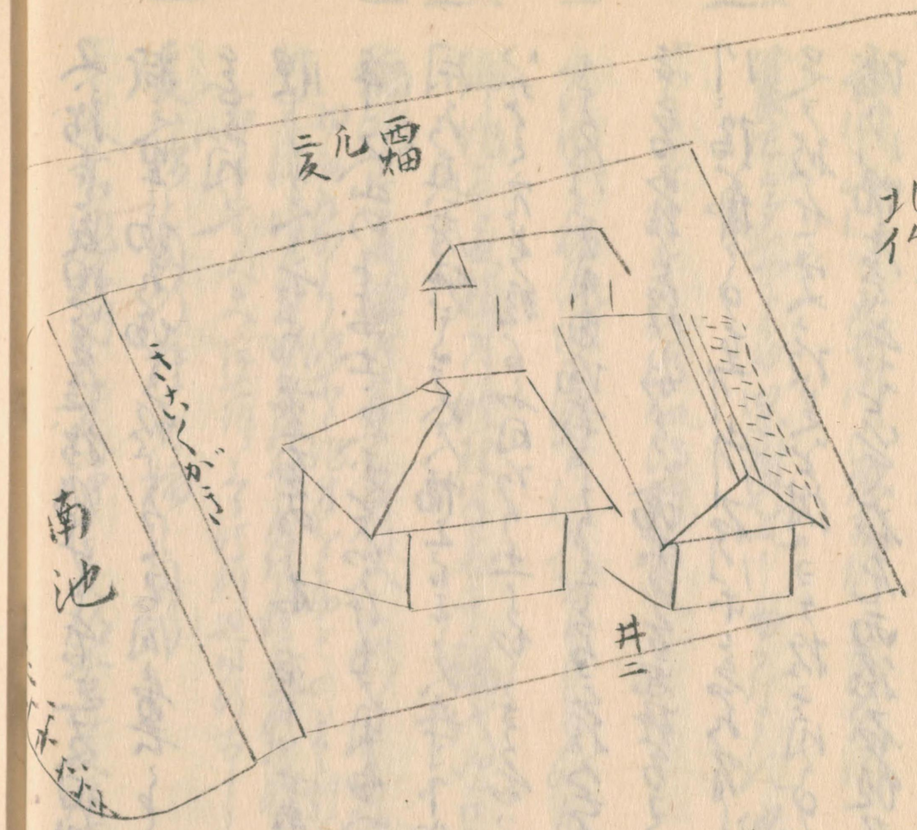

東田久衛

一盆のうへ板にて拵る四角の屋をこしらへ地面久しく掃うち拵へ
盆の出方より拵へ三月彼岸より後うへ付し種を蒔き芽
出ひかをとりしまし芽出揃ひ出方ハ
これを云云あらう落こけ三四寸の程迄ハ
うふ出の中へ一寸七八寸程ゝ分六寸斗ゝを植うすき
あらうへ用ひ水を灌き夏秋三十餘を入出をたゝき
あらをとりさ浜出の松を五月頃にて取二ツ斗
松をきり一把ゝくらよく干て長大来ると時斗ゝ清流
日ゝ毎ゝ水ゝ絶て二日斗ゝ程ゝ過て二ツ月
四月頃ハ斗ゝ植へ二月頃ゝ次第

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

細辛

一 人參 知母 大黄 補骨脂 耳莢 山茱萸 牛蒡 三稜 莪朮

黄連 縮砂 柴胡 五味子

一 大麻（アサ） 苧麻（ヲ） 苗麻（ケイマ） イチビ 木綿（ワタ） 文藤 芒（スキ） 烟花（天正）

藍 紅花

一 桑 楮 茶 漆 櫨 柘（シ） 班枝花（ハンシヤ） 浜柿 油桐 竹

一 松 杉 檜 梅 椒 榧 桐 桂 槻 梭 梠 樟

一 水澁 山梔子 ハリ木 柳 乾山椒（カンボウ） 柚

草押 兜當 飯 川芎 柴胡 大黄 皮 小菓 生姜 芋

一 冬葵子 八月前 五月前 収

一川口の口を塞ぎ沼堤ふかなるを為て水流緩くして廣潤ふかなる故
なり其上砂丘の尾筋所り出出し加くて武蔵の方沼の水門ふ深くて
直ふ海に流れ出ずして尾張の新田地の海を流れて海となり流れ入る
処新出入の水尾筋流れ来る処二方を石塚の
長く竜甲の沖へ築出し元を塞ぎ風波の川口の
勢を防ぎ水を流れ出て流れ出る砂丘の尾筋に沿て沖へ打出し
処新出入を為し川口新田出来る故に新田を開く
因て水を堰き堤を築き故ふ悪水を抜き
川筋へ悪水抜の枝を引き流れを通ず
ことを分別方有

一巡検の道あり尾張の武人を以て
村境を分ち月番を以て村保村を分ち
分張人別帳に記ふる新開の高への有無五地の盛衰苦楽人
の多寡の不揃の故に高に応じ米を出し
水利の平に人夫の運送人別人数地所地高の多寡を
能く考へ定べし

一林檎胴巻を張て穴蔵の内に入て山板胡板あんかく
ゝ等を脱ぎ捨て入て穴に入ぬるを要べし

一砂丘荒地に柿栗を植ること
要べし 真土荒地柿栗を植ること
要土荒地 相楢 椿 荏相林 石荒地迫柔 腰土入土に植ること不可

一林檎五月ごろ花さきて夏ごろ実をなす
畑地境ふちにうゑ
来りて実をくひ又実をもらす田畑にうゑ
ひとつ地中にうゑ
森池にこうの時一夏に五六日ずつ人二三人
ばかり出て
畑を掘り折り
実を拾ひ
出て
ひ戻りて
日の出るまでに出て
かりふしまで
樹を植て
あるひは
法ごとを
湯を入れ
ゑて
大切の
ものを
ありて
害虫
附て
ばかりの
枝ごとに

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『野人私草』請求記号 特1-2165

ガラス使用

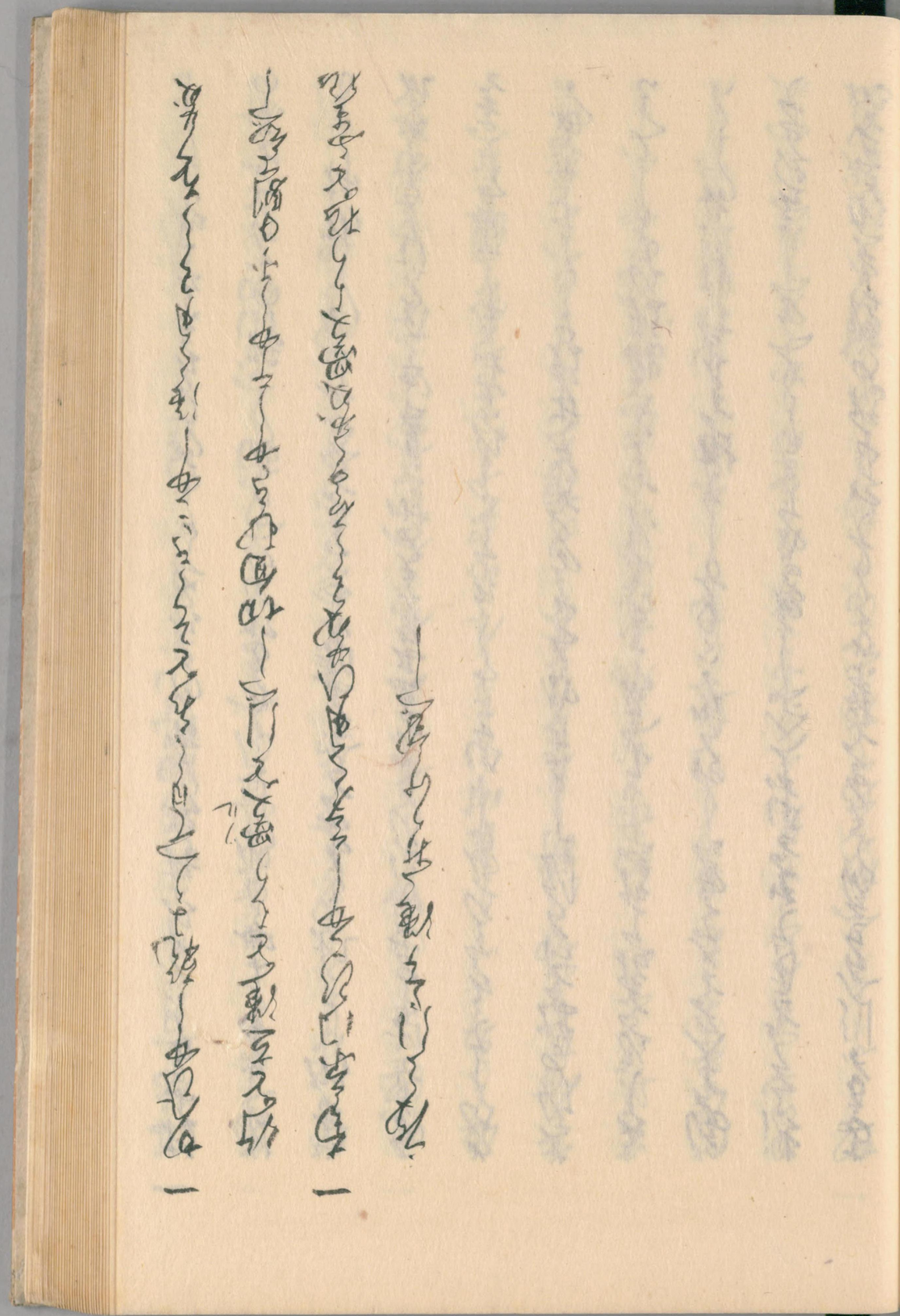

野人私草

紙漉之部

巻十六

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

野人私草　紙漉ノ篇

一石引長引ものの紙を漉溢簡にて由来詳かなる人稀なり不
立春に付教えて漉ものもあるべしと云伝えても見えざるなり
去るとも土佐の国の紙製造と石引とを伝えて職業乃
粗雑なるは官聽の見れども為に成りて又張引
大例度の事紙漉始め石引津和野紙里長野西芸州の産
これを伝授せしと世の伝説なれども（実験不及）
衆を招き漉ん為に長方に接ぎ長方に長方に
生来のものと交ぜ考えて石引の国の紙製造尚しるべかるべし

一[illegible]辺村東山村中河原[illegible]
[illegible]
山間の畑[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 むさしの国をたづぬるに、[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一二十五ヶ浦を五拾ヶ浦と称する法立ては方々も寺社を
極めて武勇
一右之通法立海士と日数六日程かゝる人数と
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
日数日程ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
の様ゝ[illegible]
一[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

の船をくなる事ハ年来甲年ハ[illegible]
後下り大坂ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

なりと和同〜

一石列の貢納と唱へ大坂同金中へ預ける金庫の法と
ても貢物元は高見沢なりとなり
但し石列東方石列界の武蔵須佐沼迄石列領する
こと和同の代
後ろ方小田原又濱田屋浦和屋屋敷も御年貢納の和高へ
石数中へ作付御実上ても領有こと貢納の也ること
無数なり元小田原ても藏領八ても藏領〜作り番〜八ても藏
領仲実と同様〜

一法華御藏領のもの〜石列濱田藏〜

△セ△キ

△ウ△

元年と云ふ藏主〜〜〜迄ても貢納高へ
当〜初〜の高藏方〜領地六十万石
貢納ても藏領六十万石
人〜初〜の石列〜〜〜〜〜〜〜〜
仕送〜〜〜元年の元年の元和高人〜の同屋敷を
〜〜〜〜藏領の元年領〜〜〜〜〜
一同屋〜の唱る高人〜〜〜領〜〜〜〜〜
又数年同〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
位と居〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の費をいとうなり銀子を費やすこと石仕のものゝ検約法の
なるを問屋二代和泉のものゝ如し銀子を野代和泉して豪富
もあるものゝ如きもまれなりて利潤ゆたかなる世中
上方の名出来あるを蔵中実の名を蔵物とそ称の利分
うれさるを毫毛問屋渡の実米一ヶ月利を平ひ数人
実の費をこの節の実を歌き進ずるを時まゝ利潤をこの
もかるあり俗に荒波うり問屋の渡屋渡の実米屋渡ふるこの
多し

一諸国蔵渡中実の軒数凡二百軒余にして小店の
負数数多あり

右石引出し来渡海方の大概を記す

岩宮氏二代々々務て来の迹を尋ね
編く

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

特1
2165

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『野人私草』 請求記号 特1-2165

ガラス使用